



令和3年8月6日

高知労働局長
柳澤恭仁 殿

高知地方最低賃金審議会
会長 近藤啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月25日付け高労発基0625第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月5日発効の高知県最低賃金（時間額790円）は令和元年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間820円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790円
- (3) 発 効 日 令和元年10月5日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（91,645円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和元年10月5日発効の高知県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$790\text{円（高知県最低賃金）} \times 173.8\text{時間（1箇月平均法定労働時間）} \\ \times 0.817\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 112,176\text{円}$$

※ 時間給790円で月173.8時間働いた場合の令和元年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率